

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年1月21日付松監第56号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 文化財課	所管課等長氏名 岸 洋 三
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>3 備品の管理状況について</p> <p>・公印の適正管理について</p> <p>公印（その他職印）の管理状況について確認したところ、松山市教育委員会公印規則に定められているが、備品台帳に登録されていないものが1件見受けられた。</p> <p>公印は、松山市財務会計規則により備品として管理することと定められているため、備品台帳に登録されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な管理に努められたい。</p>	<p>3 備品の管理状況について</p> <p>・公印の適正管理について</p> <p>当該公印については、備品台帳への登録を失念していたため、指摘を受けた後、速やかに備品台帳に登録し、職員に対し適正な備品管理を行うよう指導しました。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう適切な事務処理に努めてまいります。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年1月21日付松監第56号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 教育支援センター事務所	所管課等長氏名 池田 浩 樹
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (2) 青少年センター費雑入 ・ヴァーチャル・カンパセッション参加費に係る現金受払簿の未作成について ヴァーチャル・カンパセッション等のイベント開催時に現金で参加費を徴収しているが、その際に松山市財務会計規則で規定された現金受払簿を作成していない状況が見受けられた。 現金受払簿の作成は現金の出納を管理するための重要な手続きであるため、規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p>1 収入事務について (2) 青少年センター費雑入 ・ヴァーチャル・カンパセッション参加費に係る現金受払簿の未作成について 当該イベントの参加費については、翌営業日に銀行へ入金していたことから、現金受払簿の作成が不要であると考えていたものです。 指摘を受け、速やかに現金受払簿を作成したほか、また、同様のイベント等についても、現金受払簿を作成するよう課内周知を行うことで、再発防止および適正な事務手続きを徹底しています。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和 6 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 7 年 1 月 21 日付松監第 56 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 総合政策部 シティプロモーション推進課	所管課等長氏名 西 原 進
措置の状況 ■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
2 都市イメージ向上事業の支出事務について ・旅費の未精算について 資金前渡で支払われた旅費は、松山市財務会計規則に基づき、支払済後又は帰庁後 5 日以内に精算書を作成することとされているが、精算が行われていない状況が見受けられた。規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	2 都市イメージ向上事業の支出事務について ・旅費の未精算について 今回の事案では該当職員が事務処理を失念しておりました。指摘を受け、旅費の未精算について、直ちに精算しました。今後、必要な精算については、帰庁後 5 日以内に処理することを徹底するとともに、課内で複数人が確認するよう体制を整え、二度と同様の事案が発生しないよう徹底してまいります。

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前 田 昌 一

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年1月21日付松監第56号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 保健体育課	所管課等長氏名 中 村 尚 志
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (2) 学校教育総務費雑入（事業） ・ 広告掲載に係る契約書の未作成について 松山市契約規則により、契約書の作成を省略できるのは、該当する契約の種類・金額等に応じて定められているが、広告掲載の契約について承諾書の提出にとどまっており、本来必要な契約書を作成していないものが見受けられた。規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p>1 収入事務について (2) 学校教育総務費雑入（事業） ・ 広告掲載に係る契約書の未作成について 歳入に関する契約事務件数が少なく、課内での認識が不十分であったため、本来必要な契約書の作成ではなく、承諾書の提出にとどまっていた。 広告事業事務にかかるマニュアル「事務手順・留意事項」を直ちに確認し、事務手続きを見直すとともに、適正処理について課内で情報共有を図った。 今後は、松山市契約規則等に従い、適正な事務処理に務める。</p>